

みよし市災害廃棄物処理計画策定及び みよし市ごみ処理基本計画中間見直し策定業務 事業概要

1 計画策定の趣旨及び目的

近年、大規模災害発生リスクが高まっていることを踏まえ、膨大な量が発生すると見込まれる災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することにより、生活環境の悪化を防止するとともに復旧復興に資するため、「みよし市災害廃棄物処理計画」を策定する。

また、「みよし市ごみ処理基本計画」の中間見直しを実施して、ごみ処理を取り巻く社会情勢や市民意識の変化に対応する。

両計画の策定・中間見直し業務には共通する作業も多いことから、併せて業務を行う。

3 業務期間

令和2年度から令和3年度末まで（2か年度）

3 計画策定に当たっての基本事項

- (1) 本市の地域特性、総合計画、環境政策、廃棄物処理状況及び廃棄物・防災関連施策を充分に考慮する。
- (2) 「災害廃棄物処理計画」と「ごみ処理基本計画」との整合性を図りながら業務を行う。
- (3) 「災害廃棄物処理計画」「ごみ処理基本計画」とともに、国の法令、国・県の指針や動向、本市の関連計画を踏まえたものとする。
- (4) 本市が加入する尾三衛生組合はじめ関連する地方公共団体などとの整合を図る。

4 計画策定に向けての事業内容

- (1) 「みよし市災害廃棄物処理計画」（案）の作成

環境省「災害廃棄物対策指針」に基づき、「愛知県災害廃棄物処理計画」「みよし市地域防災計画」など関連計画との整合性を図りながら策定する。

- ①地域特性の把握、大規模災害の想定、災害廃棄物発生量の予測
- ②基本方針の検討
- ③組織体制及び協力支援体制の検討
- ④災害廃棄物処理計画案の作成
 - ・収集運搬計画
 - ・処理体制、処理フロー及びスケジュール
 - ・仮置場に関する検討
 - ・損壊家屋等の解体・撤去、がれき撤去の手順等の検討
 - ・有価物や思い出の品の取扱に関する検討
- ⑤その他、計画の実効性確保のために必要な事項

（2）「みよし市ごみ処理基本計画中間見直し」（案）の作成

環境省「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、「尾三衛生組合ごみ処理基本計画」「愛知県廃棄物処理計画」など関連計画との整合性を図りながら作成する。

- ①地域特性の把握
- ②ごみ処理の現況及び課題
- ③ごみ処理行政の動向
- ④計画見直しの基本的考え方
- ⑤ごみの発生量及び処理量の見込み
- ⑥排出抑制のための方策
- ⑦分別収集の種類と区分
- ⑧適正処理を実施する者に関する事項
- ⑨その他、社会動向の変化、市民意識の変化に対応するために必要な事項

**みよし市災害廃棄物処理計画策定及び
みよし市ごみ処理基本計画中間見直し策定業務 スケジュール(案)**

	令和2年度(2020年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等				● 諮詢		●	●					●
計画策定作業					第1回環境審議会 ・災害廃棄物処理計画及び ごみ処理基本計画の説明	第2回環境審議会 第3回環境審議会 ・基礎調査実施方法の説明 ・現状分析、課題整理	第4回環境審議会 ・基礎調査結果の報告					
					契約準備	委託契	基礎調査 ●災害廃棄物処理計画 ・地域特性の把握 ・大規模災害の想定 ・災害廃棄物発生量の予測 ●ごみ処理基本計画見直し ・地域特性の把握 ・ごみ処理の現状及び課題 ・ごみ処理行政の動向				基礎調査報告書作成	

	令和3年度(2021年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等			●				●				●	
計画策定作業		第1回環境審議会 ・計画(骨子)について 説明 ・意見集約	第2回環境審議会 ・計画(中間案)につい て説明 ・意見集約	第3回環境審議会 ・計画(最終案)につい て説明								● 答申
		・施策体系、 計画推進体 制の検討、 素案作成 ・基本方針 及び施策の 素案の作成	計画骨子作成			計划中間案作成		パブリックコメン ト実施	計画最終案作成		計画策定	